## (告知・公表)

## 本党の代表権に関する訴訟の勝訴判決について

立花孝志氏(前代表)を中心とする旧執行部が、「大津綾香は役員会で解任された」「齊藤健一郎氏が代表である」などとして、代表者としての地位を争っていた訴訟について、本日付にて大津綾香勝訴の判決が下されましたので、ご報告いたします。

この訴訟は、齊藤健一郎氏が原告となり、大津綾香を被告として代表者の変更を証する書面の 作成交付を求めていたものですが、東京地方裁判所は「原告の請求を棄却する」との判決を下し ました。

立花孝志氏、齊藤健一郎氏は、これまで「一審敗訴の場合には控訴しない」との意向を表明しておりましたので、この判決を以て、本党の代表権に関する争いに終止符が打たれるものと期待しております。

一方、本党では現在、立花孝志氏らが債権者を扇動して申立てた破産手続が進行しています。党としては、この申立てが不当な目的によるものであるとして即時抗告を行なっており、併せて、政治活動を継続していくために、自由財産拡張の申立てを行う予定としております。

本党は、引き続き旧執行部らの不正を追及し、党員・事務局職員をはじめとする関係者の安心・安全を確保しながら、より一層の熱意を持って新しい政治を形作っていけるよう努めて参ります。 皆さまのご理解とご支援を改めてお願いいたします。

以上